

第1章 距離制運賃料金の適用方法

㊤ 適用区域

一般貨物自動車の営業区域概念は平成15年に廃止となりました。しかし、地区別運賃・料金は、国土交通省が当時の地域経済、地形的要因、用途等のデータを幅広く、集積し、原価計算を行い、適正利益を設定し、公示されたもので、当然前提条件が相異なる部分はあるものの、現在でも参考とすべきものが多くあります。

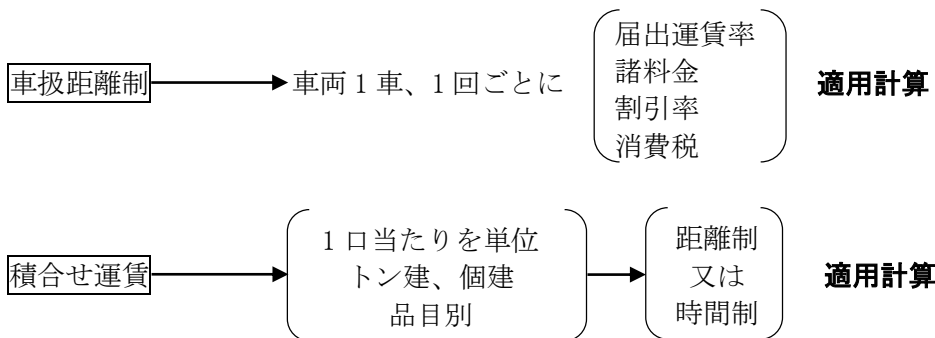
㊦ 特殊運賃

距離制運賃又は時間制運賃を基本適用すべきですが、これらに該当しない場合に前記③～⑪の運賃料金を特殊運賃として適用することになります。

㊧ 運賃料金の計算の基本

- ①運賃・料金は使用車両1両ごとに計算を行います。
- ②車両が2両以上連結して運送（トレーラ等）される場合で、荷主が同一の場合は2両以上の車両を1車として計算します。但し、荷主が異なるとき又は途中で分離する場合はそれぞれの車両を1車として計算します。

【例】



ポイント

貸切運賃は通常運送部門における総合原価主義であるから1車、1運行毎に賃率設定が行われ、荷主から運賃料金を収受することを原則とします。